

ガス溶接技能講習

(登録番号第9号 登録有効期間満了日：平成31年3月30日)

可燃性ガス(アセチレン、プロパン、水素ガス等)及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務については、登録教習機関が行う「ガス溶接技能講習」を修了した者でなければ当該業務に就いてはならず、就かせてはならないことになっています。

なお、当該技能講習は当協会が島根労働局の登録を受けて実施するものです。(登録番号第9号) (安全衛生法第61条 施行令第20条第10号)

1. 受講資格 受講資格の制限はないが、18歳以上の者でないと就業できません。

2. 開催日時・会場・定員

開催月日時		会場	定員
学科	平成30年12月11日(火) 8時30分より (受付8:15より)	益田市高津四丁目7-10 島根県立西部高等技術校	60名 (内学生 40名)
実技	平成30年12月13日(木) 8時50分より (受付8:30より)	益田市高津四丁目7-10 島根県立西部高等技術校	

3. 科目・時間割

科目		時間割
学 科	オリエンテーション	8:30~8:40
	可燃性ガス及び酸素に関する知識(休憩10分含む)	8:40~11:50
	《昼食・休憩》	11:50~12:40
	設備の構造及び取扱の方法に関する知識 (休憩20分含む)	12:40~17:00
	<休憩>	17:00~17:10
	関係法令	17:10~18:10
	<休憩>	18:10~18:15
	修了試験	18:15~19:15
実 技	オリエンテーション	8:50~9:00
	ガス溶接等の業務のため使用する設備の取扱 (昼食・休憩50分 休憩20分含)	9:00~15:10

4. 受講料

受講料	12,312円 (本体 11,400 円+税)	
テキスト代	864円 (本体 800 円+税)	計 13,176円

5. 申込方法・注意事項

別紙申込書により申し込みの手続きをしてください。

別欄「受講申込手続き等」を必ずご覧ください。

(<http://www.shima-roukikyo.or.jp/school/moshikomi.html>)

*開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

6. 携行品

筆記用具(筆記具、消しゴム等)

実技講習の際は、ガス溶接作業が可能な服装(作業服、保護帽等着用)とします。

7. 本人確認について

受講当日に本人確認のため「自動車運転免許証、公の機関が証明した資格証明書(健康保険証等)」を必ずご持参ください。(*個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

8. 人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)について

この講習は要件を満たせば人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)の助成が受けられます。

(島根労働局ホームページ「助成金等→建設業関連情報のご案内」をご覧ください。)

島根労働局職業安定部職業対策課建設助成金担当(電話0852-20-7022)

9. お問い合わせ先

〒690-0825 松江市学園一丁目5番35号

一般社団法人島根労働基準協会

(TEL 0852-23-1730 FAX 0852-23-1788)

ガス溶接技能講習受講申込書

※受講番号

※修了証番号

ふりがな		印	開催月日	受講地
受講者 氏名			12月11日	益 田
生年月日	昭和・平成 年 月 日			
住所	(郵便番号 —)			
勤務先	名称	(TEL — — FAX — —) ※個人でお申込の場合も電話番号は必ずご記入ください。		
	所在地	(郵便番号 —)		

上記のとおり申し込みます。

島根労働基準協会加入の有無	有	無	
受講料等納入方法	月 日 円		
振込・現金			

※裏面に振込金受取書の写しを添付のこと。

平成 年 月 日

(一社)島根労働基準協会長 殿

注1 ※印の欄へは受講者が記入しないでください

注2 申し込み後、所定の受講票を郵送しますので、これを会場に必ずご持参ください。

【個人情報について】

ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、申込みいただいた講習等の的確な実施のために使用するほか、当該科目の再教育等のご案内に使用することがありますので、ご了解ください。